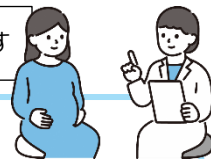


妊婦にやさしい遠方出産支援事業

泉崎村では、遠方の医療機関で妊婦健診や出産する必要がある妊婦に対して、妊婦健診や出産に際する医療機関までの移動にかかる交通費および妊婦・同行者が出産まで待機するため近隣宿泊施設での宿泊費の助成を行っています。

※『住所地』は里帰りしている場合、里帰り先を住所地とします



助成対象者

☆妊婦（泉崎村に住所がある妊婦で以下の条件のどちらかに当てはまる方）

- ①里帰り先の住所地から妊婦健診や出産が可能な最も近い医療機関までの移動におおよそ 60 分以上かかる方
- ②医学的な理由のため周産期母子医療センターで妊婦健診の受診や出産をする必要があり、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで、移動におおよそ 60 分以上かかる方

☆支援者（妊婦 1 人につき 1 人まで。関係性は問いません。）

妊婦が助成対象となる宿泊をした場合に、その妊婦の支援のために同行し、同じ宿泊施設に宿泊した方

助成内容



【交通費（妊婦）】

住所地から医療機関までの往復分を助成。上限は 14 回まで（医療機関が分娩を取り扱わないため、妊娠 32 週頃に通院先を遠方の医療機関に切り替えた場合は上限 7 回まで）

また、出産前に宿泊した場合の往路は住所地から宿泊先まで、復路は医療機関から住所地までとします。

○タクシー*や公共交通機関で移動した場合：（かかった費用×0.8）円

○自家用車等で移動した場合：（1 kmあたり 37 円）×0.8 円

【宿泊費（妊婦及び支援者）】

出産入院前の宿泊費用（上限 14 泊分）

○助成金額：（1 泊あたりにかかった費用（上限 9,800 円）－2,000）×日数 円

※タクシー費用の助成は、『出産時のみ』です。妊婦健診の際のタクシー費用は助成されませんのでご注意ください。

申請方法

交通費や宿泊費の支払いの後、下記のものをご持参し、保健福祉総合センター内 こども支援課窓口にお越しください。

来所された際に、申請書に記入していただきます。

【交通費】

- ① 利用日及び利用料金が確認できる領収書等（タクシー利用の場合のみ）
- ② 妊婦健診受診日や出産日、及び医療機関名が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ③ お振込先の通帳



【宿泊費】

- ① 宿泊施設名、宿泊者名、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- ② 出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ③ お振込先の通帳

